

4 国民年金事業

わが国の国民年金制度は、昭和36年4月の発足から50年が経過しました。その間には、昭和61年4月に公的年金制度の大改正による基礎年金の導入、平成9年1月の基礎年金番号制の開始など、本格的な国民皆年金制度を確立することができました。

また、加入者の増加に伴い市区町村の役割も重要となりました。被保険者を把握し、適用した者を収納に結びつけていくことが、住民一人ひとりの年金受給権を確保し、制度の基盤を強化することにつながるからです。

平成12年度地方分権一括法により、国と市区町村の役割分担を見直して機関委任事務を廃止、市区町村の事務は法定受託事務及び協力・連携事務となり、平成14年度からは保険料収納に関する事務などが国に移管されました。

そして現在、国民年金制度は大きな転換期を迎えています。少子高齢化が深刻な問題となるなかで、老後の基盤となる年金制度が何十年にもわたって持続可能であるためには、社会経済の変化に柔軟に対応できる制度にすることが不可欠です。このため、平成16年度公的年金制度改正が行われ、現役世代の負担の抑制を図るとともに、老後生活の基本的部分を支える給付水準が確保されるようになりました。

1 適用事務

平成3年4月の改正により、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、老齢（退職）年金の受給権者を除いて全員が国民年金に加入することとなり、市区町村においても自営業者や学生などの第1号被保険者の適用事務を行ってきました。

平成14年4月からは、厚生年金または共済組合加入者の被扶養配偶者である第3号被保険者の適用は、市町村の事務ではなくなりました。

本市では、市民の年金受給権の確保を図るため、自営業者や学生等の未加入者に対してはダイレクトメールによる個別の加入勧奨を実施しておりました。その他にも、新聞折り込みによる「国民年金特集号」の各戸配布、市内各所での「国民年金パネル展及び年金相談」の開催、各区主催の年金特別相談など各種の方法により国民年金制度の普及推進を図っておりました。

これら「適用促進」及び「広報」活動も、平成14年4月から市区町村の法定受託事務ではなくなり、現在広報活動は協力連携事務として行っています。

20歳到達者への加入勧奨状は年金事務所から送付していますが、本市は協力連携事務として、横浜市の住民基本台帳ネットワークへの全員参加が行われるまで20歳到達者の住民記録情報を提供していました。

本市の平成23年3月31日現在の被保険者数は表1のとおりです。

表1 被保険者数

(平成23年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者	任意加入 被保険者	合計	付加年金加入者(再掲)		
				任意	強制	計
鶴見区	37,983	728	38,711	1,488	2	1,490
神奈川区	32,626	699	33,325	1,219	4	1,223
西区	13,566	311	13,877	550	1	551
中区	21,743	500	22,243	611	0	611
南区	30,827	766	31,593	1,313	0	1,313
港南区	29,242	861	30,103	1,368	0	1,368
保土ヶ谷区	29,526	755	30,281	1,084	9	1,093
旭区	33,981	875	34,856	1,575	4	1,579
磯子区	21,659	592	22,251	932	2	934
金沢区	26,929	871	27,800	1,251	2	1,253
港北区	46,085	1,174	47,259	1,818	2	1,820
緑区	24,105	653	24,758	1,022	4	1,026
青葉区	40,614	1,234	41,848	1,775	3	1,778
都筑区	26,419	575	26,994	1,008	2	1,010
戸塚区	33,438	923	34,361	1,889	5	1,894
栄区	15,700	561	16,261	858	2	860
泉区	20,861	557	21,418	1,098	6	1,104
瀬谷区	18,286	418	18,704	708	4	712
横浜市計	503,590	13,053	516,643	21,567	52	21,619

2 免除等事務

経済的な理由等で保険料納付が困難な人などについては、適切な免除の適用を実施し、年金受給権の確保に努めてきました。

平成14年7月から半額免除制度が加わり、学生納付特例制度では、対象範囲が夜間部・定時制課程・通信制課程へ拡大され、平成17年度からすべての各種学校（1年以上の課程の在籍者に限る）なども対象となりました。また、平成17年7月には30歳未満の人を対象とした若年者納付猶予制度が施行され、平成18年7月から免除制度に新たに3/4免除・1/4免除も追加され、被保険者の所得状況に応じた免除制度になり、対象者の拡大が図られました。

平成23年3月31日現在の免除等適用状況は表2のとおりです。

表2 免除等適用状況

(平成23年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者 (任意除く) A	免除者数								免除率 (%) B/A
		法定 免除	全額 免除	3/4 免除	半額 免除	1/4 免除	学生 納付特例	若年者 納付猶予	計B	
鶴見区	37,983	2,280	2,108	224	142	69	2,831	521	8,175	21.5
神奈川区	32,626	1,620	2,099	219	141	58	3,173	475	7,785	23.9
西区	13,566	609	1,222	97	67	21	1,015	239	3,270	24.1
中区	21,743	1,596	1,678	127	81	44	1,271	305	5,102	23.5
南区	30,827	2,237	2,103	186	113	82	2,108	437	7,266	23.6
港南区	29,242	1,722	1,909	199	143	56	2,974	523	7,526	25.7
保土ヶ谷区	29,526	2,021	1,942	202	137	60	3,370	550	8,282	28.0
旭区	33,981	2,315	2,260	277	183	60	3,168	750	9,013	26.5
磯子区	21,659	1,225	1,544	173	101	38	2,005	427	5,513	25.5
金沢区	26,929	1,513	1,612	194	114	65	3,562	593	7,653	28.4
港北区	46,085	1,906	3,003	308	208	76	4,714	689	10,904	23.7
緑区	24,105	1,404	1,696	167	101	42	2,480	496	6,386	26.5
青葉区	40,614	1,335	3,319	267	191	74	5,618	859	11,663	28.7
都筑区	26,419	973	1,519	163	108	57	3,142	497	6,459	24.4
戸塚区	33,438	1,879	2,039	225	150	64	3,513	703	8,573	25.6
栄区	15,700	975	1,015	115	63	29	1,526	279	4,002	25.5
泉区	20,861	1,535	1,424	225	156	53	2,060	387	5,840	28.0
瀬谷区	18,286	1,716	1,307	161	93	45	1,405	349	5,076	27.8
横浜市計	503,590	28,861	33,799	3,529	2,292	993	49,935	9,079	128,488	25.5

3 給付事務

(1) 拠出制の国民年金（基礎年金）

拠出制の国民年金（基礎年金）受給者数は、制度の成熟や、人口構造の高齢化等の理由により増加しており、今後もさらに増加するものと見込まれています。

平成23年3月31日現在の拠出制の国民年金受給者数は表3、表4のとおりです。

表3 拠出制国民年金受給者数（旧法）

（平成23年3月31日現在）

種別 区名	老齢年金				障害年金	母子年金	遺児年金	寡婦年金	合計
	老齢	通老	5年	小計					
鶴見区	1,793	1,674	58	3,525	58	0	0	0	3,583
神奈川区	1,777	1,615	37	3,429	46	0	0	0	3,475
西区	937	651	16	1,604	24	0	0	0	1,628
中区	1,365	893	23	2,281	37	0	0	0	2,318
南区	1,987	1,443	38	3,468	67	0	0	0	3,535
港南区	1,165	1,394	25	2,584	49	0	0	0	2,633
保土ヶ谷区	1,389	1,533	40	2,962	61	0	0	0	3,023
旭区	1,438	1,939	28	3,405	72	0	0	0	3,477
磯子区	1,251	1,200	27	2,478	36	0	1	0	2,515
金沢区	1,478	1,687	37	3,202	54	0	0	0	3,256
港北区	2,005	1,983	53	4,041	63	0	0	0	4,104
緑区	905	980	8	1,893	31	0	0	0	1,924
青葉区	1,390	1,616	31	3,037	36	0	0	0	3,073
都筑区	828	743	11	1,582	24	0	0	0	1,606
戸塚区	1,355	1,602	35	2,992	55	0	0	0	3,047
栄区	697	792	15	1,504	23	0	0	0	1,527
泉区	824	950	23	1,797	54	0	0	0	1,851
瀬谷区	739	859	7	1,605	41	0	0	0	1,646
横浜市計	23,323	23,554	512	47,389	831	0	1	0	48,221

表4 拋出制国民年金受給権者数（新法）

（平成23年3月31日現在）

種別 区名	老齡基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金	合計	死亡一時金
鶴見区	39,308	1,067	444	43	40,862	86
神奈川区	34,517	919	305	38	35,779	61
西区	13,284	306	129	5	13,724	17
中区	20,053	507	220	16	20,796	36
南区	34,892	936	321	24	36,173	65
港南区	41,831	1,041	303	19	43,194	59
保土ヶ谷区	36,419	894	305	21	37,639	46
旭区	49,506	1,086	410	24	51,026	79
磯子区	30,649	707	265	18	31,639	64
金沢区	38,315	887	323	15	39,540	44
港北区	44,663	1,120	394	49	46,226	83
緑区	27,965	696	270	20	28,951	51
青葉区	39,907	822	431	27	41,187	75
都筑区	21,420	592	319	13	22,344	34
戸塚区	45,991	1,005	431	18	47,445	71
栄区	25,888	621	163	6	26,678	31
泉区	28,640	676	226	10	29,552	43
瀬谷区	23,358	654	226	12	24,250	35
横浜市計	596,606	14,536	5,485	378	617,005	980

(2) 福祉年金等

福祉年金及び無拠出の基礎年金は、国民年金制度の発足時に一定以上の年齢であった者、20歳前に支給事由が発生した者等に経過的又は補完的に支給される年金であります。その財源の多くは国庫負担でまかなうため、一定の基準以上の所得がある受給権者には支給を制限し、真に年金を必要とする受給権者に支給しようという趣旨から、所得制限や併給制限があります。

また、平成17年4月に、国民年金制度の発展過程において生じた特別の事情により、障害基礎年金等を受給されていない障害者を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。特別障害給付金にも、所得制限や併給制限があります。

平成23年3月31日現在の本市の福祉年金、無拠出の基礎年金受給権者数及び特別障害給付金受給資格者数は、表5のとおりです。

表5 福祉年金、無拠出基礎年金受給権者数及び特別障害給付金受給資格者数（平成23年3月31日現在）

種別 区名	老齢福祉年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	特別障害給付金	合計
鶴見区	16	1,352	0	10	1,378
神奈川区	25	1,259	0	7	1,291
西区	3	446	0	5	454
中区	25	839	0	4	868
南区	11	1,208	0	11	1,230
港南区	10	1,400	0	22	1,432
保土ヶ谷区	15	1,591	0	11	1,617
旭区	17	1,811	0	15	1,843
磯子区	15	971	0	16	1,002
金沢区	11	1,225	0	19	1,255
港北区	24	1,328	0	18	1,370
緑区	9	1,035	0	18	1,062
青葉区	19	1,020	0	17	1,056
都筑区	8	910	0	8	926
戸塚区	14	1,556	0	17	1,587
栄区	10	813	0	7	830
泉区	14	1,128	0	10	1,152
瀬谷区	12	956	0	2	970
横浜市計	258	20,848	0	217	21,323